

第Ⅳ期中期経営計画の改訂について

1 経緯

本院では、平成 26 年 3 月末に平成 26 年度から平成 30 年度までを期間とする第Ⅳ期中期経営計画を策定したが、平成 26 年度診療報酬改定における消費税増税分の補てんが十分でないなど、その影響を見込むことが困難であったことから、収支計画に乖離が発生することとなり、中期経営計画を改訂する必要があると判断した。

一方、総務省は、各公立病院に平成 28 年度中の新公立病院改革プラン（以下、「新プラン」）策定を義務付けることとなり、本院でも新プランの策定を求められることとなった。

なお、新プランは県が策定する地域医療構想との整合性を図ることが要件となっており、県は地域医療構想を平成 29 年 3 月に策定している。

そのため、本院では、地域医療構想との整合性を図るため、中期経営計画の改訂を行い、改訂した同計画を新プランに位置付ける。

2 主な改訂内容について（詳細は別紙資料）

○変更点（主なもの）

(1) 計画期間…H26～H30 ⇒ H26～H32(新プランの期間に合わせたもの)

(2) 黒字化達成時期…H26 ⇒ H29 ※経常収支見込み（単位：百万円）

H28	H29	H30	H31	H32
△108	233	262	134	134

○将来像や事業等の追加（主なもの）

(1) 目指すべき将来像の明示

- ・急性期病院としての機能特化
- ・救急医療及び政策的医療を担う役割の堅持
- ・地域包括ケア体制の構築に向けた地域連携のさらなる推進

(2) 事業等の内容の追加

- ・救急外来の拡充
- ・高度医療機器の更新(最新鋭機器の導入)
- ・認知症疾患医療センター開設
- ・地域医療支援病院の取得
- ・予防医療機能のセンター化の検討
- ・自主的に急性期病床 95 床削減
- ・地域医療構想の進展状況等を踏まえての回復期病床への転換の検討
- ・チーム医療の推進とワークライフバランスの推進